

前回指摘事項について

資料番号 該当頁	項 目	前回部会における指摘事項	対 応
資料 2 2～6頁	2（1） 配慮書手続	今回導入する配慮書手続は、上位計画・政策段階を対象とする戦略アセスとは違うものであることがわかるようにすること。	資料 2（11～12頁）の「(9) 今後の課題」及び資料 3-2 において記述しました。
資料 2 3頁	2（1）ウ（イ） 評価手法	複数案は原則として設定するものであることから、「複数案が設定できない場合」の表現は整理すること。	資料 2（3頁）において記述を修正しました。
資料 2 3～4頁	2（1）エ（ア） 対象とする事業	「柔軟な制度とすること」は、条例の対象事業のすべてを対象とする理由とするには無理があるので、再考すること。	資料 2（3～4頁）において記述を修正しました。
資料 2 7～8頁	2（4） 事後調査	「供用後も射程内とする」とあるが、一般的な表現とすること。	資料 2（7～8頁）において記述を修正しました。

資料番号 該当頁	項目	前回部会における指摘事項	対応
資料2 8～9頁	2(5)イ 風力発電所の追加	愛知県において、風力発電所は一時期多く設置されたが、今はあまり進んでいない。敢えて、「比較的導入コストの低い風力発電施設が増加している」とまで言及する必要があるのか。	資料2(8～9頁)、資料3-1及び資料3-2において記述を修正しました。
資料2 8～9頁	2(5)イ 風力発電所の追加	風力発電所の規模の要件について、国の考え方を示すこと。	別添資料において御説明します。
資料2 14頁	今後の環境影響評価 制度の手続イメージ	配慮書の案の段階で県民等からの意見を求める場合もフローに示すこと。	資料2(14頁)において手続イメージを追加しました。
資料3	—	法がどのように改正されて、これに対して愛知県としてどう対応するのかが対比できるよう図示すること。	資料3-2において手続イメージを追加しました。